

公益財団法人への公益認定申請経緯

H22.2.25

時期	主要な手続き	書類関係	備考
H20年12月1日	新公益法人3法施行	○一般法・認定法・整備法、政省令、法律 施行規則等施行	○同時に公益認定申請受付開始
H21年2月16日	文部科学省へ最初の評議員の 選任方法について事前申請	○最初の評議員の選任方法(案)	
H21年2月17日	文部科学省より最初の評議員の 選任方法につき内諾の通知	○正式申請にあたっては①申請書及び選任 方法(案) ②理事会等の議事録を提出	
H21年3月11日	理事会・評議員会開催 ・新制度財団法人への移行方針を説明 ・評議員選定委員を選任決議	○新制度財団法人への移行基本方針(案) ○最初の評議員の選任方法(案) (主務官庁認可の停止条件付) ○評議員選定委員会運営規則(案) ○評議員選定委員会委員の選任(案)	○現行の評議員・監事・事務局より 各1名、外部委員2名を評議員 選定委員に選任
H21年3月27日	文部科学省へ最初の評議員の 選任方法について正式認可申請	○最初の評議員の選任方法(案) ○理事会の議事録	
H21年4月2日	文部科学省より最初の評議員の 選任方法につき認可	○最初の評議員の選任に関する理事の定め を認可	
H21年6月10日	評議員選定委員会開催 ・最初の評議員を選任		
H21年6月17日	理事会・評議員会開催 ・内閣府に提出する定款の変更案、 移行認定申請書について承認	○定款の変更案(移行登記の停止条件付) ・定款に規定された諸規定案 ・最初の評議員氏名を定款附則に記載 ・最初の理事・監事選任(定款附則に記載) ・最初の代表理事選任(定款附則に記載) ・最初の会計監査人選任(定款附則に記載) ○移行認定申請書 ・法人の基本情報・組織・事業について ・法人の財務の公益認定基準認定確認 1収支相償の計算 2公益目的事業比率の 算定 3遊休財産額の保有制限の判定 他 ・役員等就任予定者の名簿 ・役員・評議員への報酬等の支給基準 ・確認書 ・事業計画書 ・収支予算書(正味財産増減書ベース) 他	
H21年7月17日	・内閣府(公益認定等委員会)へ 移行認定申請書を提出	○移行認定申請書 ○定款の変更案 ○平成21年6月理事会・評議員会議事録 ○役員等就任予定者の名簿 ○役員・評議員への報酬等の支給基準 他	○認定審査中に新制度の代表 理事・理事・監事・評議員・会計 監査人が変更となる場合 定款の変更の案の修正が必要 (理事会・評議員会)
H21年9月17日	公益認定等委員会からヒアリング を受ける 照会事項(60項目)あり	○移行認定申請書関係 ○定款の変更の案関係 ○事業報告書関係 他	○業務執行理事の規定がない等 計60項目
H21年10月9日	9月17日の公益認定等委員会からの 照会事項に対して回答		
H21年10月14日	公益認定等委員会から再度 照会事項(17項目)あり	○移行認定申請書関係 ○定款の変更の案関係	
H21年10月23日	10月14日の公益認定等委員会 からの再照会事項に対して回答		
H21年12月10日	公益認定等委員会から再度 照会事項(10項目)あり		
H21年12月24日	12月10日の公益認定等委員会 からの再照会事項に対して回答		
H22年1月26日	公益認定等委員会から再度 照会事項(1項目)あり		
H22年1月29日	1月26日の公益認定等委員会 からの再照会事項に対して回答		
H22年2月9日	公益認定等委員会から再度 照会事項(20項目)あり		
H22年2月16日	2月9日の公益認定等委員会 からの再照会事項に対して回答		
H22年2月25日	臨時理事会・評議員会を開催	○移行認定申請書の一部変更 ○定款の変更の案の一部変更	
H22年3月中	内閣府が公益認定等委員会に諮問 →公益認定(予定)		
H22年4月1日	公益認定による名称変更 登記(予定) (認定後2週間以内)	○登記日の前日が特例民法法人解散日 登記日が公益財団法人設立日	○移行登記日をもって、代表理事・ 理事・監事・評議員・会計監査人 が就任